

昨年度の児童虐待通告は前年度よりやや減少 ～府児童相談所における令和7年度児童虐待通告等の状況（速報値）～

- 京都府児童相談所※（家庭支援総合センター、宇治児童相談所、福知山児童相談所）における令和7年度の児童虐待通告等の状況を取りまとめましたのでお知らせします。
- 児童虐待通告件数は2,447件（前年度比93.8%）であり、令和6年度と比較してやや減少しました。

※京都市児童相談所分は、本日同時発表の京都市報道発表資料を御覧ください。

1 児童虐待通告の状況

（1）通告件数及び対応件数

2,447件（前年度より162件減 前年度比93.8%）

		R4	R5	R6	R7
府内3児相合計 （前年度比）	通告件数	2,721 (105.6%)	2,673 (98.2%)	2,609 (97.6%)	2,447 (93.8%)
	対応件数	2,344	2,262	2,250	2,089

※通告件数…令和7年度中に児童虐待通告（疑い、おそれを含む。）として受け付けた件数

※対応件数…令和7年度中に児童相談所が虐待と認定し、援助方針を決定した件数（相談を受理してから、調査や関係機関との調整を行っている件数は含まない。）

- ▶通告件数は2,447件（前年度比162件減）、対応件数は2,089件（前年度比161件減）であり、通告件数は、過去最多となった令和4年度に比べて89.9%に減少した。

（2）児童相談所別の通告件数

	R4	R5	R6	R7
家庭支援総合センター	691	623	741	555
南部家庭支援センター （宇治児童相談所）	1,384	1,397	1,275	1,325
北部家庭支援センター （福知山児童相談所）	646	653	593	567
合計	2,721	2,673	2,609	2,447

- ▶家庭支援総合センター及び北部家庭支援センター（福知山児童相談所）においては、令和6年度と比較して通告件数が減少したが、南部家庭支援センター（宇治児童相談所）においては増加した。

(3) 経路別の通告件数及び対応件数

	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	市町村	児童 委員	保健 所	医療 機関	児童 福祉 施設等	警察	学校等	その他		合計
													きょうだい 受入	
R5	106	51	285	26	200	4	0	31	14	1,396	32	528	350	2,673
	107	36	216	20	192	2	0	32	16	1,254	32	355		2,262
R6	123	40	228	18	167	5	0	27	17	1,426	35	523	321	2,609
	107	38	175	19	170	6	0	24	17	1,263	34	397		2,250
R7	150	52	244	33	182	0	1	27	21	1,272	25	440	280	2,447
	124	36	160	25	180	0	1	20	21	1,118	22	382		2,089
通告件数に おける構成 率（R7）	6.1%	2.1%	10.0%	1.3%	7.4%	0.0%	0.0%	1.1%	0.9%	52.0%	1.0%	18.0%		100%

※上段は経路別の通告件数を、下段は経路別の対応件数を示す。

▶ 通告件数は、警察からの通告が最も多く、全体のうち過半数を占める。

- ① 警察 1, 272件 (前年度より154件減 前年度比89.2% 構成率52.0%)
- ② 近隣・知人 244件 (前年度より16件増 前年度比107.0% 構成率10.0%)
- ③ 市町村 182件 (前年度より15件増 前年度比109.0% 構成率7.4%)

(4) 虐待の種類別の対応件数

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
R5	463	28	338	1,433	2,262
R6	458	30	280	1,482	2,250
R7	403	26	326	1,334	2,089
構成率 (R7)	19.3%	1.2%	15.6%	63.9%	100%

▶ 心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクトが多い。

- ① 心理的虐待 1, 334件 (前年度より148件減 前年度比90.0% 構成率63.9%)
- ② 身体的虐待 403件 (前年度より55件減 前年度比88.0% 構成率19.3%)
- ③ ネグレクト 326件 (前年度より46件増 前年度比116.4% 構成率15.6%)

(5) 主たる虐待者別の対応件数

	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
R5	1,022	160	1,032	18	30	2,262
R6	995	145	1,076	11	23	2,250
R7	972	121	979	9	8	2,089
構成率 (R7)	46.5%	5.8%	46.9%	0.4%	0.4%	100%

▶ 虐待者が実親であるケースが多く、9割以上を占めている。(例年と同傾向)

- ① 実母 979件 (前年度より97件減 前年度比91.0% 構成率46.9%)
- ② 実父 972件 (前年度より23件減 前年度比97.7% 構成率46.5%)
- ③ 実父以外の父 121件 (前年度より24件減 前年度比83.4% 構成率5.8%)

(6) 年齢別・虐待の種類別の対応件数

	0～2歳	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
身体的虐待	26	49	141	120	67	403
性的虐待	0	5	5	8	8	26
ネグレクト	40	78	136	50	22	326
心理的虐待	220	296	455	218	145	1,334
合計	286	428	737	396	242	2,089

2 被措置児童等虐待の状況（施設に入所している児童等に対する虐待）

（※「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の改正（令和7年9月25日）により、被措置児童等虐待状況の定期公表については、指定都市分も含めて都道府県が行うとされたことから、京都市分についても本府から公表を行うもの。）

（1）京都府が所管する施設におけるもの

ア 通告及び認定件数

通告受理	認定結果		調査中
	虐待認定	非該当	
3件	2件	2件	1件

イ 認定した事案ごとの概要

	①	②
虐待の状況	職員が児童の首を掴んで投げる、及び肩を押して壁に押しやる行為、並びに威圧的発言をした。	職員が児童に対し、「お前ら」等の威圧的な発言を行った。
児童の性別	男	男
児童の年齢	小学校6年生	小学校2年生
虐待の類型	身体的及び心理的虐待	心理的虐待
施設の種別	社会的養護関係施設等	社会的養護関係施設等
職員の職種	児童指導員	宿直職員
講じた措置	・児童、当該職員及び関係職員から聞き取りを実施 ・改善指示及び改善計画の策定を指示	

（2）京都市が所管する施設におけるもの

ア 通告及び認定件数

通告受理	認定結果	
	虐待認定	非該当
7件	3件	4件

イ 認定した事案ごとの概要

	①	②	③
虐待の状況	児童を起こす際に、職員が感情のままに児童を叱責した。	職員が児童の求めに応じ、自身のスマホで性的な動画を見せた。	職員が児童を抱え上げ、部屋に投げ入れるなど、感情のままに暴力を伴う対応を行った。
児童の性別	男	男	男
児童の年齢	高校1年生	中学2年生 中学1年生 小学6年生	中学3年生
虐待の類型	心理的虐待	性的虐待	身体的虐待
施設の種別	社会的養護関係施設等	社会的養護関係施設等	社会的養護関係施設等
職員の職種	児童指導員	児童指導員	児童指導員
講じた措置	・児童、当該職員及び関係職員から聞き取り等を実施 ・改善指示及び改善計画の策定を指示		

※（2）京都市分については、次の連絡先へお問い合わせください。
京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
電話：075-222-3939

（次頁あり）

3 本府における児童虐待施策の主な取組

- ▶ **京都府警と情報共有に関する協定を締結（H30～）**
虐待の早期発見と重篤化に対応するため、京都府・京都市・京都府警の三者で協定を締結し、情報共有の体制を強化
- ▶ **「児童虐待・DV防止連携推進員」の配置（R2～）**
児童虐待とDVが絡み重篤化することを未然に防止するため、市町村などにより一層の連携強化を担う職員を各家庭支援センターに3名配置
- ▶ **「京都府子どもを虐待から守る条例」の施行（R4～）**
令和2年10月に「児童虐待防止強化対策検討会」を設置し、改めて虐待防止に向けて取り組む起点となるよう条例を制定（4月1日施行）
- ▶ **児童相談所への児童福祉司等の増員**
平成29年度から計画的に増員し、令和7年度までに児童福祉司と児童心理司をあわせて42名増と大幅に拡充し、体制を強化
- ▶ **性暴力被害者ワンストップ相談支援センターの体制強化（R4～）**
性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）の24時間対応を令和4年4月から開始し、性的虐待相談への対応体制を充実
- ▶ **SNS相談体制の整備（R4～）**
虐待を受けている子どもや子育てに悩みを抱える保護者等が、より相談しやすい環境をつくるため、SNS相談の体制を整備
- ▶ **子どもの意見表明支援体制の整備（R4～）**
児童相談所で一時保護している子どもの権利を守るため、児童相談所職員以外の第三者が子どもの意見を聞き取り、子どもの意見表明をサポートする体制の整備を開始
- ▶ **一時保護開始時の司法審査導入等に関する法的対応機能の強化（R7～）**
一時保護開始の判断に関する司法審査等において、適切な対応を行うため、弁護士による助言や支援を受ける等、法的対応機能を強化
- ▶ **施設等退所者への自立支援の拡充（R8～）**
施設等を退所した方への生活や求職等に関する相談支援を行う体制を強化

【本報道発表に関するお問合せ】

健康福祉部家庭・青少年支援課

課長

いっしき
一色

TEL 075-414-4592

京都府
まゆろ

